

企業買収と会計帳簿閲覧請求権と実質的競争関係

楠 元 純一郎

一 はじめに

基本的に、総株主の議決権の一〇〇分の三以上の議決権を有する株主および発行済株式の一〇〇分の三以上の数の株式を有する株主は、請求の理由を明らかにして、会社の会計帳簿またはこれに関する資料の書面等を閲覧・謄写できる（四三三条一項一号・二号、以下、「帳簿閲覧権」という）。これは、株主の経理調査権または情報収集権¹の一つであるといわれる。

しかし、会計帳簿を閲覧等させることは取引先、取引内容、取引高等、会社にとって重要な機密情報の漏洩につながるため、会社側としては、一定の事由があればこれを拒否でき（同条二項）、その事由の一つに、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」（同条二項三号）がある。なお、それらの拒否事由は、平成一七年改正前商法（以下、「旧法」という）二九七条ノ七に規定されていたもの²と内容的には実質的に同一であるとされている。よって、会社法四三三条二項の「競争関係」とは、旧法二九七条ノ七第二号における「株主が会社ト競争ヲ為ス者ナルトキ、会社ト競争ヲ為ス会社ノ社員、株主若ハ取締役ナルトキ又ハ

会社ト競業ヲ為ス者ノ為其ノ会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ」の「競業」に相当するものである。もつとも、この「競業」の意義については従来から議論があった。

このように帳簿閲覧権と拒否事由の問題においては、株主の情報収集権と会社の機密情報保護との調和をいかに図るかという点が重要であるが、近時、企業買収防衛手段をめぐる議論が高まる中、買収者側である会社の完全子会社が帳簿閲覧権を行使し、それに対して、対象会社が帳簿閲覧権の拒否事由を楯に防衛するという構図の見て取れる事例が現われた。本稿では、「楽天対TBS会計帳簿等閲覧謄写請求事件」を契機としてそれを素材に、企業買収の脈絡における帳簿閲覧請求の拒否事由としての「実質的競争関係」について検討する。

二 楽天対TBS会計帳簿閲覧謄写請求事件判決（東京地判平成一九年九月二〇日、
金判一二七六号二八頁）

【事実の概要】

X社は、平成一七年一〇月七日に有価証券の保有および運用等を目的として設立された、訴外A社（楽天）の完全子会社である。A社はインターネットでの通信に関するサービス事業のほか、既に放送事業を営んでいる。Y社（TBS）は放送法による一般放送事業のほか、既にインターネットでの動画配信業務を行い、インターネットとの融合を企図した事業展開を遂行している東証一部上場株式会社である。X社は平成一七年八月からY社株式を取得し始め、同年一〇月一三日には、A社がY社に対して業務提携の提案を行っている。その後、平成一八年三月期および平成一九年三月の各有価証券報告書によれば、Y社は二事業年度において、投資有価証券の取得のため、九二五億八六〇〇

万円を支出している。これは、前三事業年度における投資有価証券の取得による支出額をはるかに超えるものであった。

平成一九年五月二二日、X社は、Y社が巨額の投資による安定株主工作のためにどの程度会社財産を流出させているかを知り、場合によっては、Y社取締役の違法行為差止請求権、責任追及の訴え提起請求等の監督是正権を行使するため、さらには、Y社定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権および買収防衛策に定める対応措置を発動するか否かを決定するための議決権を行使する上で、平成一五年三月期ないし平成一九年三月期の五事業年度における有価証券台帳または有価証券元帳もしくはこれらに相当する帳簿（以下、「請求書類」という）の閲覧請求をした。請求書類には、Y社が取得した株式の銘柄、取得時期、株式数、単価が記載されている。

これに対して、Y社は、①X社は本定時総会の議案である、「Y社株式にかかる買収提案への対応方針改定の件」に反対することが明白であるから、請求書類の閲覧等の必要性・必然性は存在しないこと、②X社の議決権行使のために必要な情報は、Y社の有価証券報告書その他の開示情報により十分明らかとなっていること、③X社の親会社であるA社の営む事業が、Y社が株式の相互保有の状態にある提携先を中心とするビジネス上の関係企業と共同で展開するビジネスと競争関係にあることを理由として、請求書類の閲覧等を拒絶した。

【判決の要旨】

「会社法四三三条二項は、相手方会社が株主からの会計帳簿の閲覧等の請求を拒むことができる事由を掲げ、同項三号は、「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」と規定している。同項三号の趣旨は、競争業者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競争に利用し、又は他の競争者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、この

ような危険を未然に防止することにあると解されるところ、そのようなおそれは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合にとどまらず、請求者の親会社の事業が相手方会社の業務と競争関係にある場合にも生じ得るものである。また、旧法においても、上記の点を考慮して、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由として、閲覧等の請求者が会社と競争をする者であるときだけでなく、請求者が会社と「競争ヲ為ス者」のために当該会社の株式を有する者であるときをも規定しており(二九三条ノ七第二号)、親会社が競争社である場合の完全子会社もこれに当たると解されていた。：したがって、会社法四三三条二項三号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営む場合とは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者(完全子会社)がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価することができるような場合には、当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。また、会社法四三三条二項三号の趣旨が上記のとおりであることからすれば、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い者からの請求も相手方会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点では、現に競争関係にある者からの請求と実質的に変わるところはない。そうだとすると、会社法四三三条二項三号所定の「競争関係」とは、現に競争関係にある場合のほか、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合をも含むものと解するのが相当である。」

「原告らと被告は、「実質的に競争関係にある」といえるか否かについて：原告は、有価証券の保有及び運用等を目的とする株式会社であるが、楽天がその発行済株式のすべてを保有し、楽天の完全な支配に服し、また、楽天と原告は、被告の株主に対する委任状勧誘など株主としての権利行使を共同して行っている：そうだとすると、原告と楽天は一体的に事業を営んでであると評価することができ、会社法四三三条二項三号の実質的な競争関係の有無を判断するに当たっては、楽天の事業内容をも併せて考慮すべきである。そして、本件において、楽天は、インターネットで

の通信に関するサービス事業のほか、既に放送事業を営んでおり…他方で、被告は放送事業のほか、既にインターネットでの動画配信業務を行い、平成一八年度以降インターネットとの融合を企図した事業展開を遂行している…：そうだとすると、被告の営む事業と原告らの営む事業は、基本事業であるインターネットと放送の点において、現に競争関係にあり、かつ、両者とも「インターネットと放送の融合」を指向しているのであるから近い将来においてその競争関係はますます厳しくなる蓋然性が高いものと認めるのが相当であり、当該判断を覆すに足りる証拠は存在しない。以上によれば、楽天を完全親会社とする原告と被告は、「実質的に競争関係にある」ということができ、被告は、会社法四三三条二項三号所定の拒絶事由により、本件書類の閲覧等請求を拒絶することができると解するのが相当である。」

「これに対し、原告は、「実質的に競争関係にある」というためには、会社において、当該事業が全事業に占める割合、当該事業の収益構造・ビジネスモデル、当該事業を営んでいる期間、当該事業の成熟性その他の要素から、請求者及び会社の双方にとって、当該事業の種々の営業秘密を蓄積するだけの期間営まれ続けている主たる事業であることを具体的に立証しなければならない。また、会社は、「実質的に競争関係にある」というためには、いかなる取引先との間でいかなる取引を巡って競争関係が存在するかも具体的に立証しなければならない。ところが、本件では被告は具体的な立証を全く行っていないと主張する。しかし、…会社法四三三条二項三号の趣旨は、競争者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競争に利用し、又は他の競争者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然に防止することにあると解されること、また、…同号所定の「競争関係」とは、現に競争関係にある場合のほか、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合をも含むものと解される。以上の点に照らすと、「競争関係」にあるというためには、当該事業が全事業に

占める割合、当該事業の収益構造・ビジネスモデル、当該事業を営んでいる期間、当該事業の成熟性を厳格に検討した上で、当該事業が種々の営業秘密を蓄積するだけの期間営まれ続けている主たる事業であることを具体的に立証しなければならぬと解することは困難であるといふべきである。」

三 本判決の問題点と意義（判旨に疑問）

（一）判断の枠組みについて

本判決は、X社とY社との間に競争関係があると認定するために、まず、親子関係にあるX社とA社に同一性があることを実質的に判断し、また、原告X社の親会社A社と被告Y社の事業が競争関係にあることを根拠にしているが、前者については実質的に判断しているにもかかわらず、後者については形式的に判断しているため判断の枠組みとしては一見均衡を欠いているようである。³ 会社法四三三条二項三号の文言に従えば、後者についても「実質的に競争関係」にあったかどうかを判断すべきであったのであろうが、果たして裁判所は実質的な判断を行ったといえるのであろうか。

（二）実質的競争関係の意義

会計帳簿の閲覧等請求の拒否事由として、会社法四三三条二項二号に、「請求者が当該株式会社業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求をおこなったとき」とし、同条項三号に、「請求者が当該株式会社業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」と規定している。

旧法時から、本条項三号に相当する条文は、競業者による情報の利用が利益相反型の濫用であつて、株主共同の利益を害するから、本条項二号に相当する条文でも捉えられるけれども、本条項三号に相当する条文は拒否事由を形式的に定めて、会社に損害が及ぶことを未然に防止しようとするものであるとの解釈があつた。⁴

拒否事由を「形式的に定めて」いる理由は、おそらくこれを形式的・外形的に捉えることで会社側の立証を容易化し、ひいては立証責任を株主に転換させる効果を含意するものであると解するのが合理的であるとの意見があるが、⁵ いずれにせよ、実質的な判断を排除するものではなからう。

よつて、本条項三号の「競争関係」は利益相反的に株主共同の利益を害する一具体例と位置づけることができ、そのような事実がないのであれば、本条項三号の射程外であると解すべきである。

競争関係にある者は、直ちに会社の犠牲において自己の利益を図るとはいえず、競争関係にある株主からの請求であつても、当該株主が競争関係に係わる企業秘密を含む文書を閲覧しようとするのでなければ、その請求が認められるよう、当該拒絶事由は限定解釈されるべきであるからである。⁶

本件事案では、A社とY社との関係についても実質的に判断するならば、仮に外形的にはなんらかの競争関係があつたとしても、閲覧・謄写により得られる情報がその競争のために利用され会社に損害を及ぼすおそれがない場合、実質的な競争関係は否定されるべきであつたであろう。⁷

なお、本件一審は、Y社は放送事業を行うものであり、A社はインターネット・サービス事業を行うものであるから、両者の間に競争関係がないことは明らかであるとして競争関係を否定している。⁸ そして、競争関係ではなく補完関係であるとも述べている。(東京地決平成一九年六月一五日、金判一二七〇号、二〇〇七年、四八頁)。

判断基準としては、競争関係において利益相反があつたかどうか、会社の機密情報の不正使用の意図があつたかど

うかに着目すべきであろうが、本裁判所は、それに着目し、実質的に踏み込んで判断することを避け、形式的な判断にとどめ、結果として競争関係の存在を認定している。

この点、本件X社またはA社が「競業者」であると認定するには相当に無理があるのではなからうか。X社もA社も、単に当該総会における議決権行使のために必要であるから、閲覧等を請求したにすぎないとみる方がはるかに自然なのではなからうかとする批判もある⁹。

このように、本裁判所の事実の認定に誤りがある可能性があるが、後述する立証責任の分配に関する現行法の解釈では、原告の立証が十分に尽くされなかったものと見るほかないであろうか。

（3）取締役の競業避止義務との関係

会社法三五六条一項一号に定める取締役の競業避止義務（株式会社の上記の部類に属する取引）における競業の概念（旧法では二六四条）と、会社法四三三条二項三号における「競争関係」（旧法では二九三条の七第二号）の概念を同一に捉える必要があるかについて、学説判例上必ずしも明確ではないが、通説は両者をパラレルに解してきたのではないかとされている¹⁰。

すなわち、取締役の競業避止義務における競業は、会社が事業活動上行う可能性あるすべての取引ではなく、会社が実際行っている事業と市場において競合し、会社と取締役または第三者との間で利益の衝突をきたすおそれがある取引をいうとされ¹¹、これについても実質的競争概念を導入し、会社の営業の部類に属する取引であっても、会社と実質的に競争関係に立たない取引は禁止されないと解していたようである¹²。

これに対して、取締役の競業避止義務は、取締役の競業取引を規制することに目的があり、そこでいう競業を拡張

することは取締役に対する監督を強化することにつながり、基本的には株主の利益をいっそう重視することになるが、「競争関係」において、競業会社の意義を拡張することは、取締役に対する監督を弱めることにつながり、その意味では株主の利益を軽視することにつながるため、両者の競争概念を同一に捉える必要はないとする意見もある。¹³

この両概念区別説は、前者が高度の蓋然性のある場合を含むが、後者についても同様に解する必然性はないとしているが、¹⁴後述のように、実質的な競争関係があれば、会社に甚大な被害を生じさせる危険を未然に防止する必要があるのであることから、将来の競争関係の存在も閲覧等拒絶事由となるべきであろうし、両概念につき実質的な判断を許すのであるならば、いずれも株主の情報収集にかかる利益を軽視することにはならないので、とくに区別する必要はないように思われる。

(4) 実質的競争関係と立証責任

本件のような事案における立証責任の話はこれまでほとんど議論されてはこなかったとされているが、¹⁵現在の実質的競争関係について、それがないことについて株主の側に立証責任があるのか、それともそれがあることについて会社の側に立証責任があるのかをめぐる立証責任の分配論は重要であろう。

従来、旧法二九三条ノ七第二号事由に該当する者の要件として、当該株主が会社の営業上の秘密を探り、これを自らの競業に利用し、また他の競争者に利用させようとする主観的な意図が必要であるかどうかについて議論があった。¹⁶通説は、主観的要件の立証が困難であることなどを理由に不要説に立ってきたが、権利の不当な行使を許さないことが法の趣旨であることを理由とする必要説や、会社側は客観的事実の存在を立証すれば足りるが、株主の側で主観的意図の不存在を立証すれば閲覧請求権を行使できるとする主観的意図推定説も有力に展開されていた。

私見として、会社法四三三条二項三号の「競争関係」は、同条項二号の「株式会社の業務の遂行を妨げ、株主共同の利益を害する目的」を形式的・外形的に捉えることで、客観的事実をもって会社側としては一応拒否できることとし、これは拒否する側の会社側の立証を容易にしたもの、すなわち、競争に利用する意図がないことの立証責任を株主に転換させたものと考ええる。

なお、株主の側で「競争の意図」の不存在につき立証できれば閲覧請求権を行使することができるとした裁判例（名古屋高決平成八年二月七日判タ九三三八号二二二頁）もある。

そうであるならば、本裁判所は、A社とY社とが放送事業においてすでに競争関係にあることを認定しているため、A社と一体であるX社としては、主観的意図のないことを立証しなければならぬことになる。

ところで、実質的競争関係が将来の競争関係をも含むのかどうかについて、下級審裁判所は、「会社と競争をなす会社には、現に競争を行う会社のみならず、近い将来競争を行う蓋然性が高い会社も含まれる」（東京地決平成六年三月四日、判時一四九五号一三九頁、金判九四二号一七頁）と解している。その理由として、「近い将来旧会社と競争を行う蓋然性の高い新会社の関係者からの請求は、現に競争を行う会社の関係者からの請求と比べた場合、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点において実質的に変わるところはない」からとしている。

本判決も、その立場を踏襲しており、その理由として、「会社法四三三条二項三号の趣旨は、競争者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競争に利用し、又は他の競争者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然の防止することにあること」などをあげている。

たしかに、競争行為は現段階においてなされてはいないとしても、その準備段階でもかなりの程度押さえておかな

ければ有効な規制にはならないという、行為の特殊性を考慮すれば、¹⁸ 将来の競業者をも実質的競争関係にあるものと解釈することには合理性がある。

しかし、本裁判所で外形的な競争関係の存在は認定されたものの、A社（X社はもちろん）とY社との間には利益相対的競争関係がない可能性もある。

学説には、旧法二九三条の七第二号の「競業を為す」という文言からは、通常は現実に競業を行っていること、会社法四三三条二項三号では現在実質的に競争関係にあることを意味するものと解するのが自然であり、それでもあえて競業を行う蓋然性の高い会社を競業会社と同一視する場合、閲覧等を拒否する会社の側で、競業を行う蓋然性が高いという証明だけでは足りず、さらに、営業上の秘密を競業関係に利用するという具体的な危険性があることを立証すべきであるとする見解がある。¹⁹

他方、別の学説には、競業を行う蓋然性の高い会社を競業会社と実質的に判断して同一視するのではなく、例外的に競業会社と同一視することができるものと解し、立証責任を株主に転換させ、株主が競業に利用するとの主観的な意図のないことを立証できた場合は、会社としては閲覧を拒むことができないとする見解もある。²⁰

競業会社との同一視を実質的に行うか例外的に行うかは、立証責任を会社が負うべきか株主が負うべきかの議論につながるようであるが、実際に競業を行っていないにもかかわらず、競業を行う蓋然性が高いというだけで競業会社と同一視しようとした場合、株主の側で生じる立証負担の増大は明白であるから、²¹ この場合、閲覧等を拒否する会社の側に立証責任があると解すべきであろう。

そもそも、会社法四三三条二項二号の「業務の遂行を妨げ、株主共同の利益を害する目的での請求」の場合、原則として会社側に「主観的意図があること」の立証責任があるが、同条項三号の「実質的に競争関係にある場合の請求」

は、三号が二号に比べ、会社にとって甚大な損害が発生する危険および緊急性が高いことから、一具体例として特別に掲げられたものであり、それゆえ、三号では「主観的な意図がないこと」の立証責任が株主側に転換されるが、近い将来に競争関係に立つ蓋然性が高い場合には、未だ競争関係にはない株主に立証責任を課すことは酷であるので、原則に戻り、会社側に「主観的な意図があること」の立証責任が転換すると解するのが妥当である。

この点、本件原告は、『実質的に競争関係にある』というためには、会社において、当該事業が全事業に占める割合、当該事業の収益構造・ビジネスモデル、当該事業を営んでいる期間、当該事業の成熟性その他の要素から、請求者及び会社の双方にとつて、当該事業が種々の営業秘密を蓄積するだけの期間営まれ続けている主たる事業であることを具体的に立証しなければならぬ。また、会社は、『実質的に競争関係にある』というためには、いかなる取引先との間でいかなる取引をめぐって競争関係が存在するかも具体的に立証しなければならない」と主張しているが、本裁判所は、原告の独自の考え方であるとして採用しなかった。

裁判所としては、X社とA社が一体的に事業を行っていたとのY社の立証が十分尽くされていると判断したのであるが、実質的競争関係の実質を検討しないまま、その存在を認定してしまったことは問題である。X社とA社との一体的関係については、会社側の立証責任においてそれが尽くされたとする裁判所の判断には異論はない。しかし、A社とY社との実質的競争関係の存在について認定する際に、裁判所としては限定解釈をした上で、形式的ではなく実質的な判断をすべきであったと思われる。

(5) 企業買収と会計帳簿閲覧権

大局的に見るならば、本件被告による株主安定工作は原告らの敵対的企業買収に備え、あるいはそれに対抗して行

われた可能性があり、まさにそれを検証するための本件帳簿閲覧請求が、形式的に競争関係にあるということだけで拒絶事由にあたると解するならば、株主総会判断型防衛策においてこれを株主が検証する有力な手段が失われる可能性もある。²²

同業種の会社の間で、規模の経済を狙った争奪戦が増えてきており、経営者が選んだ相手とは買収監査にも帳簿閲覧にも応じながら、取引保護条項を活用し、他方で、敵対的な大規模買付者には、拒絶事由を楯にして、情報の提供を控えるようでは公正な競売が行われたとはいえないのである。²³

よって、拒否事由が買収対象会社の経営陣の自己保全に利用されることがないよう、実質的な法解釈が求められているところである。²⁴

一方、現行法上の解釈では、帳簿閲覧等の拒否事由に形式的に該当する場合に競争関係の存在を実質的に判断しようとしても、主観的意図がないとの立証責任が株主側にあるとすれば、本判旨でも検討したように、株主側が裁判所を説得するのに十分な立証を尽くすのは容易ではなからう。

そこで、「競業会社の株主であること」を当該拒否事由から削除すべきとする立法論もあるが、²⁵ 裁判所による限定解釈に期待しつつ、解釈論でも対応が可能であると考ええる。

企業買収の脈絡においては、なおさら、裁判所の柔軟な取り組みが求められよう。同じ業種の会社が、企業提携や買収目的で対象会社の経営者や株主に対して、提携や買収のシナジー効果、経営資源の効率的再編等なんらかのメリットについて、正確な情報に基づいて説得を試みるため帳簿閲覧等請求をする場合、同じ業種であるというだけで、外形的に実質的競争関係にあるから直ちに拒絶事由に該当するというのは、競争関係にある会社は企業買収に際して帳簿閲覧請求権を一切行使できないことになるのである。むしろ、企業買収の是非をめぐる当事者間の対話において、

帳簿閲覧請求権の重要性はますます増大するのではなからうか。

ただし、帳簿閲覧請求権だけが唯一の選択肢というわけではない。帳簿閲覧権は少数株主権であるとしても、株主に守秘義務がないことなどから、そもそも、会社情報開示の手段的ないし代替的な権利ではなく、むしろ、会計監査制度および会社情報開示制度が充実・整備されるまでの暫定的、経過措置的に法定された特別の権利にすぎず、²⁶ 裁判所が関与することになる業務執行に関する検査役の選任請求権 (三五八条) や、必要的常置の監査機関としての監査役・会計監査人制度を有効に活用すべきとの意見もある。²⁷

しかし、帳簿閲覧請求権は会社の正規の業務執行の中で、株主が出資財産の管理状況を知る権利として、また、検査役による調査は会社の非常時により詳細な情報を知る手段としてそれぞれ固有の役割があるであろうし、²⁸ 帳簿閲覧の目的は、会社の業務執行にかかる判断の当否に関する調査を含んでいること、検査役による調査制度があるからといって、現行法上は帳簿閲覧権の利用が狭められてはならないのである。²⁹

たしかに、裁判所の関与を伴う検査役選任請求権も、守秘義務のない株主が会社の機密情報を裁判所の関与もなく入手できる帳簿閲覧権も、持株要件 (議決権の一〇〇分の三以上のおよび発行済株式の一〇〇分の三以上) が同じである点においては均衡を欠いているようにも思われるが、³⁰ 現行法上はそれを受け入れざるを得ない。

(6) 本請求書類の会計帳簿該当性

証拠によれば、本件請求書類は、一定の事業年度における有価証券台帳または有価証券元帳もしくはこれらに相当する会計帳簿であり、そこには、被告が取得した株式の銘柄、取得時期、株式数、単価が記載されている。

本件において疑問に思うことは、本件請求書類がそもそも会計帳簿にあたるかどうかについて、裁判所がなにも言

及していない点である。

会社法四三三条における会計帳簿の意義については限定説と非限定説とに学説が対立している。³¹ 限定説によれば、本条における「会計帳簿」は、商業帳簿として作成・保存の義務がある会計帳簿、かつ、同条の「これに関する資料」は、会計帳簿に記入する際の記録材料となった書類（証憑）に限定し、具体的には、総勘定元帳を中心とした体系的な帳簿組織を指すものであるとされている。³² なお、裁判所もこの限定説に立っている（東京地決平成元年六月二二日判時一三一五号三頁）。

これに対して非限定説は、閲覧対象の範囲を限定せず、会社の経理の状況を示すいっさいの帳簿・書類と解し、それは会社が法律上の義務として作成する帳簿に限らず、任意に作成する会計帳簿をも含むとされ、伝票、受領証はもとより、契約書、信書等を含むものとしている。³³

この非限定説に対しては、広きに失すとか、³⁴ 会計帳簿の閲覧は閲覧者の能力等を基礎とする機関等にある者によつてなされなければ有効に機能しないとの批判がある。³⁵

他方、限定説に対しては、非限定説の方が株主による閲覧の実をあげる点でまさっていることはいうまでもなく、また、そもそも機関的地位にはない株主に情報の収集手段として認められたものであること、³⁶ さらに、株主は実際上いかなる帳簿・書類がその理由と関係があるかを知りえないのが通常であるといった反論がある。³⁷

ちなみに、本件において、被告が取得した株式の銘柄、取得時期、株式数、単価が記載されている請求書類が、「会計帳簿または資料」にあたるかどうかについて、本裁判所はとくに何も言及していないことから、裁判所の立つ限定説においても、その範囲に含まれるということは推察できる。

被告は、原告にとって必要な情報は、被告の有価証券報告書その他の開示情報により十分明らかとなっていると主

張しているが、裁判所は、本件請求書類の閲覧等の必要性を認めていることからそのようにいえるであろう。

本件請求書類の内容に着目すれば、仮に株式の取得時期や単価についての情報それ自体漏洩されても株主共同の利益が害されるほどのもの、つまり、利益相反的競争に必ずしも利用されるようなものではなからう。また、誰が取得したかについては、本件請求書類以外に、有価証券報告書でも開示されていることであるので、その情報自体も株主共同の利益を害するものではない。

一方、それらの情報は有価証券報告書その他の開示情報では不十分であったのかどうかについて、原告は、「安定株主工作の有無を調査するためには、…当該有価証券の取得目的、当該有価証券取得と会社事業との関連性及び持ち合い状況等を調査することが必要不可欠である。そして、有価証券台帳には、通常、有価証券の銘柄、取得時期、取得金額が記載されていることから、本件書類を閲覧等すれば、被告が取得した有価証券の銘柄、取得時期及び取得金額が確認でき、上記調査のために必要な情報を取得することができる」と主張しているように、有価証券報告書には、取得価格については記載されていないはずなので、それだけでは不十分であったといえるのではないだろうか。

(7) 本請求理由の具体性、閲覧対象の特定

ところで、株主が帳簿閲覧等請求をする場合、請求理由を明らかにしてしなければならない(四三三条一項)。単に、「株主の権利確保」とか「権利行使に関して調査するため」といった抽象的な記載では足りないと解されているのである。³⁸ 株主に理由を具体的に記載させるのは、会社が閲覧に応ずる義務の存否および閲覧させるべき帳簿等の範囲を判断できるようにするとともに、株主等による探索的・証拠漁り的な閲覧等を防止し、株主等の権利と会社の経営の保護とのバランスをとることにあると解されている。³⁹

そこで、どの程度具体的でなければならぬかが問題となっているが、判例によれば、この理由には具体性がなければならぬが、その記載された請求の理由を基礎付ける事実が存在することを立証する必要はないとされている（最裁平成一六年七月一日民集五八巻五号一二一四頁。）

一般論としては、請求書類の請求理由については、最初から、請求に理由の具体性を厳格に要求する必要はなく、実際には、まず株主が一定の理由を示して閲覧を求め、その後、株主と会社との交渉の過程で請求の理由も具体化・明確化されていくべきものであると解されている。⁴⁰

本件では、原告が請求理由として「本件書類の閲覧等を行うことで、被告の安定株主工作の有無及び被告による有価証券取得行為の違法性又は不当性の有無を調査することができるから、本件書類の閲覧等は本件権利行使をする上で必要である」と主張しているのに対し、裁判所は、その具体性に欠けるところはないと判断していることから、本件は、その具体性を判断する基準例として今後、実務の参考にならう。

また、閲覧請求に際して株主は請求書類の内容を具体的に特定しなければならないかどうかについて、裁判所は特定する必要があるとしているが（高松高判昭和六一年九月二九日、判時二二二二号二二六頁）、株主としては会社の内状を知りうる立場にないし、どのような帳簿等が自己の閲覧等の理由と関係するかを判断するのは困難であるとして否定的な見解が多い。⁴¹ 原告は、本件請求書類の内容を特定した上で請求しているのでこの点はとくに問題はないが、請求内容は審理の過程で、その請求の理由の具体化とともにその対象も特定されていくことになると考えられるから、⁴² もし、当該書類の内容が会社にとって漏洩してはならないほどの機密情報であり、会社が株主の当該請求理由との関連で不必要と思うのであれば、会社の側でその旨を証明し、特定をした上で、全部または一部の書類につき閲覧を拒否できると解されるが、⁴³ 本件では、会社側はどの書類が客観的に不必要であるかにつき証明することなく、また、裁

判所が本件書類の閲覧の必要性があること、つまり、有価証券報告書では不十分であることを示唆しているにもかかわらず、結果としてすべての請求書類の閲覧が拒絶されたことになるので、この点でも、閲覧請求拒否事由につき限定解釈をする意味があるといえよう。

四 おわりに

企業買収において買収者が対象会社の経営者や株主を説得するために、対象会社の経理情報が重要な鍵を握る場合があり、そのため、株主の会計帳簿閲覧等請求権も重要な手段となりうる。

一方、会計帳簿は会社の機密情報を含むため、守秘義務のない株主に無制限に開示することは会社にとって甚大な損害が発生する危険もある。逆に、対象会社はそれを楯に、帳簿閲覧等請求の拒否事由を防衛手段として利用することも考えられる。

企業買収は事業の規模を拡大することが目的であることが多いので、同業者による買収案件も少なくない。同業者であれば当然、形式的には競争関係にあるといえ、帳簿閲覧等請求拒否事由の一つである「競争関係」に該当しがちであるが、しかし、それによって、あらゆる買収者による帳簿閲覧等請求が排除されてはならない。

企業買収はシナジー効果や経営資源の効率的再分配により両当事会社に利益をもたらすことも多いと考えられるため、濫用的買収でなければ、それが必ずしも株主共同の利益を害するものではない。また、買収者が同業者である、すなわち、形式的に競争関係にあるからといって、会社の機密情報を不正に利用して利益相反的行為を行うような、いわゆる競争避止義務における「競争」を必ずしも行うものでもない。⁴⁴

その意味で、「形式的競争関係」は必ずしも「実質的競争関係」ではなく、会社法四三三条二項三号における実質的競争関係とは利益相反的競争だけを意味するものと思われる。

裁判所はこのように限定解釈すべきであつて、帳簿閲覧請求権者である原告の立証責任においてなされる「利益相反的競争の意図のないこと」につき、事実認定を行うべきである⁴⁵と考える。

(本稿は、平成二〇年一月二六日、九州大学産業法研究会で、平成二〇年三月一九日、福岡経営法務研究会で報告したものである。なお脱稿後、「会社が有する有価証券については、有価証券報告書に含まれている附属明細表の一つである有価証券明細表において相当程度詳細な情報が開示される」との見解に接した。弥永真生「判批」ジュリ一三五七号、二〇〇八年、一六七頁。)

1 株主の情報収集権には、その他、定款(三二一条)、株主名簿(一二五条二項)、株主総会議事録(三一八条四項)、計算書類等(四四二条三項)、会計参与報告(三七八条) 取締役会議事録(三七一条)、監査役会議事録(三九四条)、委員会設置会社議事録(四一三条三項五項)、新株予約権原簿(二五二条二項)、社債原簿(六八四条二項) の閲覧謄写請求権、業務の執行に関する検査役の選任請求権(三五八条)、株主総会における取締役等の説明義務(三一四条) などがある。また、金融商品取引法上、株主は投資家として、有価証券報告書等による開示を受ける(金商二四四条など)。

2 相澤哲「一問一答 新・会社法」商事法務、二〇〇五年、一五四頁。

3 鳥山恭一「判批」法セミ六三七号、二〇〇八年、一一六頁。

4 黒沼悦郎「帳簿閲覧権」、民商一〇八巻四・五号、五二三頁。なお、競争関係に基づく拒絶事由等は、株主共同の利益を害する目的の請求を敷衍して具体例を規定したものであるとされている。江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣、二〇〇六年、六二九頁。

- 5 近藤光男「会計帳簿閲覧・謄写請求と競争会社」商事法務一三五六号、一九九四年、六頁。
- 6 中東正文「判批」金判一二七六号、二〇〇七年、一頁。
- 7 鳥山・前掲注3、二六頁。
- 8 この点に注目したものととして、藤原俊雄「判批」金判一二七二号、二〇〇七年、六七頁、菊池雄介「判解」受新一〇〇八年一月号、二〇頁。
- 9 藤原・前掲注8、六七頁。
- 10 神作裕之「判批」平成六年度重要判例解説、ジュリ一〇六八号、一九九五年、一〇五頁。
- 11 本間輝雄『新版注釈会社法(六)』有斐閣、平成三年、二〇七頁。
- 12 神作・前掲注10、一〇五頁。
- 13 中東正文「判批」判夕九四八号、一九九七年、一九九頁。
- 14 中東・前掲注13、一九九頁。
- 15 村上裕「判批」金沢法学四八巻二号、平成一八年、二四〇頁。
- 16 和座一清『新版注釈会社法(九)』有斐閣、平成三年、二二三頁。
- 17 近藤・前掲注5、六頁。
- 18 藤原俊雄「株主の帳簿閲覧権の問題点」判夕一一七九号、二〇〇五年、一一二頁。
- 19 坂本延夫「判批」金判九五四号、一九九四年、四六頁。
- 20 近藤・前掲注5、六頁。土田亮「判批」ジュリ一二四二号、一九九八年、一一〇頁(同旨)。
- 21 坂本・前掲注19、四六頁。
- 22 中東・前掲注6、一頁。
- 23 中東・前掲注6、一頁。
- 24 中東・前掲注6、一頁。
- 25 黒沼・前掲注4、五二四頁、松原正至「権利としての会計帳簿閲覧・謄写権」『現代倒産法・会社法をめぐる諸問題(今中利昭先生還暦記念)』民事法研究会、一九九五年、六九一頁、秋坂朝則「株主の会計帳簿等の閲覧権の問題点」企業会計五七

- 卷二号、二〇〇五年、一二三頁、藤原・前掲注18、一一二頁。
- 26 西山「株主の会計帳簿閲覧請求権と商業帳簿制度との関係」『現代企業法の理論（菅原古稀記念）』信山社、一九九八年、四六九頁。
- 27 西山「判批」判タ八七四号、一九九五年、七一頁。その他、情報の漏洩を防止し、調査の実効性を図るために裁判所の関与の必要性を唱えるものとして、原郁代「開示情報の拡充による会計帳簿閲覧権の制限」、中央大学大学院研究年報第三五号、二〇〇六年、七六頁。
- 28 藤原俊雄「帳簿閲覧権の考察」静岡大学法経研究第四三卷三号、一九九四年、二三頁。
- 29 黒沼・前掲注4、五二九頁。
- 30 帳簿閲覧権の持株要件は、日米構造問題協議によるいわゆる外圧によって3%に引き下げられた経緯がある。吉戒修一『平成五年・六年改正商法』商事法務研究会、平成八年、一七八頁。
- 31 和座・前掲注16、二〇九頁。
- 32 西山・前掲注26、四七二頁。なお、会計帳簿には、計算書類および附属明細書の作成の基礎になる、日記帳、仕訳帳、および総勘定元帳がこれに当たり、仕訳帳に代えて伝票が用いられているときには伝票も、また、現金出納帳、手形小切手元帳等の各種の補助簿も原則として会計帳簿に入るとされている。和座・前掲注16、二一〇頁。
- 33 和座・前掲注16、二〇九頁。
- 34 和座・前掲注16、二一〇頁。
- 35 西山・前掲注26、四七〇頁。
- 36 藤原・前掲注18、一〇八頁。
- 37 岸田雅雄「判批」判タ九七五号、一九九八年、二〇二頁。
- 38 村上・前掲注15、二四〇頁。
- 39 松並重雄「判批」ジュリ一八二二号、二〇〇七年、一八四頁。
- 40 正井章彦「判批」判タ九四八号、一九九七年、二〇二頁。
- 41 藤原・前掲注18、一一〇頁。

- 42 正井・前掲注40、二〇二頁。
- 43 藤原・前掲注18、一一〇頁。
- 44 情報の流出により会社の利益が損なわれるおそれがないことが客観的に窺われるような場合（例えば、買収調査として閲覧等が請求される場合や親子会社のように客観的にみて信頼関係に基づく競争関係が維持されている場合など）にまで、請求者に反証を許さないと解すべきではないものとして、上田純子「判批」平成一九年度重要判例解説、ジュリー一三五四号、二〇〇八年、一一四頁がある。
- 45 この点、ここで問題となっているのは当該閲覧により会社の利益が害されるか否かであり、請求者に濫用の意図がないことと会社の利益が害されないこととは必ずしも連動しないとの指摘もある。上田・前掲注44、一一四頁。